別記第十三号（第四十八条関係）

貸借対照表様式

何年度（地方公共団体名）何事業貸借対照表

（　年　月　日）

［略］	
負　債　の　部	
［略］	
６　繰　延　収　益	
長期前受金	××××
「長期前受金収益化累計額	△××××
繰延運営権対価	××××
繰延運営権対価収益化累計額	△××××
運営権者更新投資	××××
運営権者更新投資収益化累計額	△××××
繰延収益合計	××××
負債合計	××××
［略］	

別記第十三号（第四十八条関係）

貸借対照表様式

平成何年度（地方公共団体名）何事業貸借対照表

（平成　年　月　日）

［同左］	
負　債　の　部	
［同左］	
６　繰　延　収　益	
長期前受金	××××
「収益化累計額	△××××
繰延収益合計	××××
負債合計	××××
［同左］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第一号、同第二号、同第六号から同第十二号まで、同第十四号、同第十五号、同第十九号及び同第二十号様式中「平成」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和三年度の事業年度から適用し、令和二年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、令和二年度中に公共施設等運営権を設定する場合においては、令和二年度の事業年度から、新規則の規定を適用する。